

道路法令関係Q&A

ホームレス自立支援法

道路局路政課

(ある日の午後。ダイスケが電話番をしている。パルルルル ガシヤツ。)

ダイスケ はいもしもし、路政課です。

はい、ええ、あ、そうですか、では早速準備いたします。

カチャ。

(…:とうとう決裁か。まずは打ち出さんと…:。)

こそこそ。

(さて、書類は整ったが…:会議もあるし、時間がなさすぎるな。となれば…:お、帰ってきたな。)

やすお ふう、ようやく解放されました。それ、なんですか？

ダイスケ あれ？ 見たこと無いか。決裁の書式だよ。こいつを持って関係課の課長のハンコをもらうのさ。

やすお 何の案件です？

ダイスケ 「ホームレス自立支援法に基づく全国調査についての通知(協力依頼)」。ホームレス

に関してはいしばらく前に新聞にも載ったんだがな。

やすお すみません、不勉強で。

ダイスケ いや、俺もここに座るまで知らなかったから、えらそうなことは言えないんだが。ホームレスと道路管理の関係はわかるな？

やすお えーと、不法占用、ですかね。道路に住み着いちゃうとか。

ダイスケ うん。まあ、公園に比べれば少ないだろうが、やっぱり所々で問題になっているね。

やすお 確かに、住み着くためにダンボールとか色々道路に設置されてしまうと道路本来の機能が損なわれますね。どけてもらわないといけない場合って法的にはどれを根拠にするんですか？ 道路法三十二条違反の不法占用なんですか？

ダイスケ 四十三条二号の禁止行為違反にもなる。清掃の範囲で除去できるものじゃない限り、第七十一条の監督処分の規定を使って移転・除

却の命令を出すことになる。実際は、その前に注意したり、撤去を指導したりするわけだが。

やすお 命令に従わなかったら？ 勝手にどかすってわけには行かないですよ？

ダイスケ 当然駄目だ。ダンボール小屋などでも、所有権侵害になりかねないからそうそう勝手に処分できない。

やすお となると？

ダイスケ 自主的に撤去してもらえないときは行政代執行法に従って代執行の手続を取ることになるね。

やすお でも、法的手続にのっとっても強制手段っていろいろ問題ありそうですね。

ダイスケ まあね。適法だといって代執行手続によって強制排除したって、行く先が無ければまた同じところに戻ってきてきて小屋を作るということもあるだろうから問題が解決するとは限らないな。現に裁判になったこともあるし。排除がどうこうよりも、自立を支援し、絶対数を減らす努力をしないと問題は解決しないだろうね。で、ホームレス自立支援法ができた。

やすお どういう法律なんですか？

ダイスケ 自立の意思があっても色々な原因でやむなくホームレスになっている者が多数いることから、自立を支援するための施策目標を定めたり、国や自治体の責務を定めたりしている。

やすお どんな施策なんですか？

ダイスケ 大雑把にいうと、雇用とか就業機会の確保、住宅への入居支援、保健医療の確保、生活相談などといったことが挙げられている。

やすお 道路管理者に関することは？

ダイスケ 公園・河川・港湾と並びで公共施設管理者として、自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ適正利用を図る、ということになる。

やすお 十一條がそれですね。でも、自立支援と

いっても難しそうですね。それぞれ事情があるだろうし、持っている技術とかも違うだろうし。

ダイスケ そうだね。だから、施策を用意する前に、どういう事情でホームレスになり、なにが自立の妨げになるのか、なにが必要とされているのか、などを具体的につかんでおく必要がある。で、全国での実態調査が必要になるわけだ。

やすお どんなことを調べるんですか？

ダイスケ 数を把握するのと、聞き取りをするの

二本立てだな。

聞き取りは、大項目でいえば

- ・路上での生活について
- ・路上（野宿）生活までのいきさつ
- ・健康状態と福祉制度
- ・就労希望の有無・希望職種等、自立に関する

・生活歴

と、こんな感じになる。実物はこれだ。

やすお うわっ、すごい。本格的ですねー。

ダイスケ うん。事前の準備も随分力をいれてる

し、要綱も想定問もあつたりする。

やすお それで、道路管理者はどんなことをやる

んですか？

ダイスケ まあ、基本的には調査員やら調査票やらは厚生労働省が各都道府県經由で市町村に実行させるように手配しているから、道路管理者が調査票をもって歩くということではないね。

そうは言っても、道路区域で道路の利用に影響のあることについて調査をかけているのにならぬにいてるのは管理者として望ましくない。

まあ、一般的には持っている情報を提供したり、逆に情報を収集して現状把握に役立てるなんてところだね。実施主体となる福祉・民生部局から問い合わせがくることもあると思う。というわけで、協力依頼通知をだすわけだ。

ダイスケ どうだ、大体把握できたか？

やすお はい、ありがとうございます。

ダイスケ （にやり）よし、じゃ、これでやっといてくれ。俺は会議に行ってくる。このファイルも読んでおいた方がいいぞ。

やすお え、そんな、いきなり・・・

ダイスケ まあ、授業料だと思ってくれ。どのみ

ち、決裁もマスターしなきゃいかんのだから。じゃ、まかせたぞ。

やすお ・ ・ ・ 行っちゃった。やるしかないな。

資料

道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～六 略

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者

ホームレス自立支援法（平成14年8月7日施行）の概要（国土交通省関連部分）

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標、国の責務 第3条等)

・自立の意思があるホームレスに対し、就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保、保険及び医療の確保、生活に関する相談及び指導を実施することにより、自立させることを目標とし、国は総合的な施策を策定し実施するものとする。

※自立支援センター等で自立可能となった者に対する民間賃貸住宅の募集情報の提供の推進、現行の公営住宅制度の活用など。

(基本方針の策定 第8条、第14条)

・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保 第11条)

・都市公園その他の公共施設管理者は、ホームレスによりその適正な利用が妨げられているときは、自立支援施策と連携を図りつつ、法令の規定に基づき、適正な利用を確保するために必要な措置をとる。

※都市公園法などに基づく監督処分、行政代執行法に基づく代執行など。

基本方針策定までの流れ

- 15年1～2月 全国調査
- 15年3月 調査結果取りまとめ
- 15年4～6月 基本方針策定